

令和6年度同行援護従業者養成研修（応用課程） 開催要項

1. 目的

同行援護従業者養成研修（一般課程）において習得した知識・技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病の理解や場面別における技能等の修得を図る。

2. 実施主体 島根県

実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

3. 期日・会場・定員

期日	会場	定員
令和6年9月24日（火）、25日（水）	くびきメッセ 501 大会議室 松江市学園南1丁目2-1 (会場アクセスはくびきメッセのHPをご覧ください)	26名

※定員超過の場合、事業所内優先順位により調整します。

4. 受講資格

同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者

(同行援護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者は本課程の受講が必須です)

5. 申込・受講決定・受講料

①令和6年8月20日（火）12時まで受付ます。※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。

②申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』のマニュアルをダウンロードし、入力手順にしたがって申し込んでください。

事業所の登録→受講者の登録→研修申込→事業所へ申込確認メールが到着して申込み完了です。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申込みは事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません。）

③**申込と併せ同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証明書をアップロードし添付してください。**

※島根県の地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員の登録をされている方は登録証を添付してください。

④受講を決定した場合、締切後概ね2週間で「受講決定通知書」を送付します。また、**定員を超える申込みがあった場合は事業所内の優先順位を考慮して受講者を選考します。**受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

⑤受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。**受講料 ひとり 3,000円（消費税非課税）**

⑥受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期日の17時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料はご負担ください）

6. 日程・内容・講師

期日	時間	内容	講師
1日目	9:30～9:55	受付	○社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリー 庄司 健 氏 伊藤 聡 氏
	9:55～10:00	オリエンテーション	
1日目	10:00～16:30	講義 障がい・疾病の理解 講義 障がい者（児）の心理 場面別基本技能 ふりかえり・まとめ	
2日目	9:00～16:30	場面別応用技能 交通機関の利用 ふりかえり・まとめ	○社会福祉法人島根県社会福祉事業団 島根県西部視聴覚障害者情報センター 柳井 喜代臣 氏 ○島根県立盲学校 曾田 秀聡 氏

※1時間程度の昼食休憩があります。

※講師は変更になることがあります。

※進行状況により内容・順番を若干変更することがあります。

7. 実習について

- ①研修、実習会場周辺を歩きますので、歩きやすい靴・服装（長袖・アームカバー着用）、両手が使えるようなカバン（リュックサック等）で参加ください。天候に応じ、雨具、長靴や防寒具等を準備ください。実習の際に使用するためアイマスク（百円ショップのもので可）は必ず準備ください。
- ②路線バスの乗車や買い物実習をします。小銭を含めた現金の準備が必要です。（バスカード、乗車系 IC カード持参可）

8. テキストについて

同行援護従業者養成研修テキスト（中央法規出版）**第4版**

2021年10月発行 税込2,640円

受講決定通知に購入案内を同封します。速やかに購入手続きを行って下さい。

9. 修了証書の交付

全科目を修了した方に修了証明書及び携帯用修了証明書を交付します。欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合及び、研修受講態度が著しく不良である場合等※は、修了証書の発行が行なわれないこともありますので、予めご了承ください。

- | |
|--|
| ※ ・他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為
・研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等における消極的な態度も含む）
・研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、居眠り等） |
|--|

10. その他

- ①昼食は各自で準備ください。
- ②受講確認として出席簿にサインをしていただきます。消えないボールペン等を準備ください。
- ③天候や感染症等やむを得ない事情により研修会を中止する場合は、申込時に入力された FAX 番号へ連絡するとともに島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。当日実施の判断がつかない場合は、まずホームページを確認してください。
- ④研修中の録音・録画はお断りします。携帯電話の使用もお控えください。
- ⑤適宜換気をします。室温についての個別対応はできません。調整できる服装でお越しください。
- ⑥健康状態によっては研修を辞退いただく場合があります。
- ⑦研修受講にあたって配慮の必要な方は、申込時に必ずご入力ください。

11. 問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部研修係（島根県福祉人材センター）担当：足立・永瀬
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956